

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程

徳島県病院事業管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一万六千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。